

平成 1 5 年
事業評価経過報告書
飲酒運転対策

平成 1 5 年 1 2 月
国家公安委員会・警察庁

飲酒運転対策

施策の目的・内容

(1) 目的

平成12年中の交通事故の発生状況をみると、交通事故死者数は9,066人で、平成7年から5年ぶりに増加に転じた。また、交通事故発生件数は93万1,934件で、平成5年から8年連続して過去最悪を更新した。

このような中で、自動車等の運転者が飲酒運転を行って起こした交通事故（以下「飲酒運転事故」という。）は依然として後を絶たず、酒気帯び運転の基準値未満の酒気帯び運転（注1）による交通事故も大幅に増加し、国民の飲酒運転に対する社会的な評価も極めて厳しいものとなった。

そこで、このような交通情勢に対処し、飲酒運転の撲滅、飲酒運転事故の防止、悪質・危険な運転者の道路交通の場からの早期排除を目的とする飲酒運転対策を推進するため、飲酒運転の罰則の強化、酒気帯び運転の基準値の引下げ、飲酒運転に付する基礎点数及び交通事故に付する付加点数の引上げ等を内容とする道路交通法（以下「法」という。）及び道路交通法施行令（以下「令」という。）の一部改正案を取りまとめた。

道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成13年3月2日に閣議決定され、第151回国会における審議を経て、同年6月20日に法律第51号として公布された。また、道路交通法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）は、平成14年2月6日に政令第24号として公布され、改正法とともに平成14年6月1日から施行された。

（注1）法第65条第1項の規定により、何人も、酒気を帯びて車両等を運転することが禁止されている。しかしながら、罰則の対象とされているのは、運転者が酒気帯び運転をした場合においてアルコールの影響により正常な運転ができないおそれにある状態にあったとき（法第117条の2第1号。以下「酒酔い運転」という。）及び運転者が酒気帯び運転をした場合において身体に令で定める基準値以上にアルコールを保有する状態にあったとき（法第117条の4第2号。以下「酒気帯び運転」という。）に限られている。「酒気帯び運転の基準値未満の酒気帯び運転」とは、身体に令で定める基準値未満のアルコールを保有して車両等を運転することをいい、上記のとおり罰則の対象とはされていない。

(2) 内容

ア 飲酒運転に関する罰則の強化

飲酒運転は極めて悪質・危険な運転であり、飲酒運転が行われた場合には重大事故につながりやすいことから、改正法により、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者に対する罰則が大幅に引き上げられた（表-1）。

表 - 1 飲酒運転行為に対する罰則の引き上げ

違反行為	改正前	改正後
酒酔い運転	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

イ 酒気帯び運転の基準値の引下げ

酒気帯び運転の基準値となる身体に保有するアルコールの程度は、改正令による改正前の令（以下「旧令」という。）では呼気1リットルにつき0.25ミリグラムとされていた。しかしながら、当該基準値未満の酒気帯び運転が増加し重大事故の原因となっていたこと及び体内のアルコールの程度が少なくとも呼気1リットルにつき0.15ミリグラム程度であれば注意力等運転行動に影響を与えると認められたことから、改正令により、当該基準値が、呼気1リットルにつき0.25ミリグラムから呼気1リットルにつき0.15ミリグラム（以下「新基準値」という。）に引き下げられた。

ウ 飲酒運転に付する基礎点数及び交通事故に付する付加点数の引上げ

悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除し、飲酒運転事故を防止するため、改正令により、酒酔い運転及び酒気帯び運転に付する基礎点数並びに交通事故の場合の付加点数が引き上げられた（表 - 2、表 - 3）。これにより、次の措置をとることが可能となった。

（ア）基礎点数

酒酔い運転（25点）については、1回の違反行為で欠格期間2年の運転免許の取消等の処分を行うこと。

酒気帯び運転（呼気1リットルにつき0.25ミリグラム未満、6点）については、1回の違反行為で免許の停止等の処分を行うこと。

（イ）基礎点数及び付加点数

酒酔い運転をして（25点）、専ら当該違反行為をした者の不注意により死亡事故を起こした場合（20点）には、5年間の欠格期間の運転免許の取消し等の処分を行うこと。

酒気帯び運転（呼気1リットルにつき0.25ミリグラム未満）をして（6点）、専ら当該違反行為をした者の不注意により死亡事故を起こした場合（20点）には、少なくとも2年間の欠格期間の運転免許の取消等の処分を行うこと。

酒気帯び運転（呼気1リットルにつき0.25ミリグラム未満）をして（6点）、重傷事故を起こした場合（9点又は13点）には、少なくとも1年間の欠格期間の運転免許の取消等の処分を行うこと。

表 - 2 飲酒運転に付する基礎点数の引上げ

違反行為	改正前	改正後
酒酔い運転	15点	25点
酒気帯び(0.25以上)無免許運転	13点	23点
酒気帯び(0.25未満)無免許運転	-	20点
酒気帯び運転(0.25以上)	6点	13点
酒気帯び運転(0.25未満)	-	6点

表 - 3 交通事故の場合の付加点数の引上げ

交通事故の種別		改正前	改正後
死亡事故	専ら違反行為をした者の不注意によって発生したもの	13点	20点
	上記以外	9点	13点
治療期間が3ヶ月以上の傷害事故又は後遺障害を伴う傷害事故	専ら違反行為をした者の不注意によって発生したもの	-	13点
	上記以外	-	9点

エ 広報啓発活動

改正法及び改正令による飲酒運転対策の強化について、警察庁及び都道府県警察のホームページにおいて広報し、その啓発に努めたほか、更新時講習等の機会を通じて、飲酒運転の危険性の広報・啓発を推進した。

施策の必要性

我が国では、交通死亡事故死者が過去最悪の1万6,765人を記録し、交通安全対策基本法が制定された昭和45年以降も運転免許保有者数及び自動車保有台数は一貫して増加してきたが、国、地方公共団体、関係団体等による様々な交通安全対策の成果により、平成11年の交通事故死者は昭和45年の約54パーセントにまで減少し、9,006人となった。

しかし、平成12年の交通事故死者は5年ぶりに増加に転じ、9,066人を数えた。また、負傷者は115万5,697人、交通事故件数は93万1,934件となり、いずれもそれまでの最悪を記録した。(表-4)

このような交通情勢の中で、飲酒運転事故が後を絶たず、酒気帯び運転に関する旧令による基準値(呼気1リットルにつき0.25ミリグラム。以下「旧基準値」という。)未満の酒気帯び運転による交通事故は、平成元年から12年までの間に大幅に増加し、飲酒がない場合と比べて、死亡・重傷事故率(注2)が著しく高くなっていった(表-5)。

そのため、飲酒運転を行う悪質・危険な運転者に対する罰則や運転免許の取消し等の処

分基準の強化を望む声が各方面で高まっていた。

そのため、こうした世論にこたえるためには、飲酒運転対策を強化し、飲酒運転の撲滅、飲酒運転事故の防止、悪質・危険な運転者の道路交通の場からの早期排除を行うことが必要不可欠である。

表 - 4 年別の交通事故死亡者数

	平成 8 年	平成 9 年	平成 1 0 年	平成 1 1 年	平成 1 2 年
交通事故死者数 (人)	9,942	9,640	9,211	9,006	9,066
交通事故負傷者数 (人)	942,203	958,925	990,675	1,050,397	1,155,697
交通事故発生件数 (件)	771,084	780,399	803,878	850,363	931,934

表 - 5 旧基準値未満の酒気帯び運転に係る事故発生状況

飲酒運転事故件数の推移 (元年 1 2 年)		死亡・重傷事故率 (1 2 年)	
	0.25mg/l未満の酒気帯び	0.25mg/l未満の酒気帯び	飲酒なし
1.29倍	2.38倍	14.1%	8.5%

(注 2) 死亡・重傷事故率...交通死亡事故及び交通重傷 (1 箇月 (30 日) 以上の治療を要する場合) 事故の合計件数 ÷ 全交通事故件数

期待される達成効果

飲酒運転の罰則の強化、酒気帯び運転の基準値の引下げ、飲酒運転に付する基礎点数及び交通事故に付する付加点数の引上げにより、飲酒運転の撲滅、飲酒運転事故の防止、悪質・危険運転者の道路交通の場からの迅速な排除が期待される。

効果の把握の方法

- (1) 改正法及び改正令の施行 (以下「施行」という。) 前後の飲酒運転事故件数の増減を比較するとともに、交通事故件数及び死亡事故件数に占める飲酒運転事故の割合を継続的に測定する。
- (2) 飲酒運転の取締件数を酒酔い運転、新基準値、旧基準値各々の酒気帯び運転別に施行前後で比較する。
- (3) 運転免許に係る行政処分件数の増減を施行前後で比較する。

現時点における対策の効果

- (1) 飲酒運転事故の発生状況

第 1 当事者 (注 3) が原動機付自転車又は自動車の運転者である交通事故 (表 - 6) 及び死亡事故 (表 - 7) について、運転者の飲酒の有無別に施行前後 1 年間で比較すると、飲酒運転を伴う交通事故は 27.6 パーセント、死亡事故は 30.0 パーセント減少している。他方、飲酒運転を伴わない交通事故は 1.2 パーセント、死亡事故は 4.7 パーセントの減少にとどまっており、飲酒運転事故の方が大きく減少している。

また、交通事故及び死亡事故に占める飲酒運転事故の割合について、施行前後 1

年間を比較すると、交通事故については0.7ポイント（施行前2.7パーセント、施行後2.0パーセント）、死亡事故については3.6ポイント（施行前15.4パーセント、施行後11.8パーセント）、それぞれ減少しており、施行に伴う飲酒運転対策により飲酒運転事故の占める割合が低下している。

これらは、いずれも改正法及び改正令の施行を始めとした飲酒運転対策の効果であると考えられる。

表 - 6 施行前後1年間の交通事故の発生状況

区分 ＼ 期間	全交通事故									飲酒事故 の構成率
	飲酒あり						飲酒なし	調査不能	合計	
	酒酔い	酒気帯び		基準以下	検知不能	飲酒合計				
	0.25以上	0.15～ 0.25未								
平成13年6月～平成14年5月	1,103	10,849	-	9,240	3,144	24,336	881,575	1,986	907,897	2.68%
平成14年6月～平成15年5月	996	8,956	2,184	3,411	2,081	17,628	870,908	1,632	890,168	1.98%
増減数	107	1,893	2,184	5,829	1,063	6,708	10,667	354	17,729	0.70
前期間比	9.7%	17.4%	-	-	34.8%	27.6%	1.2%	17.8%	2.0%	

は増、 は減

（注3）最初に交通事故に関与した自動車等の運転者又は歩行者のうち、当該自動車事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

表 - 7 改正前後1年間の死亡事故の発生状況

区分 ＼ 期間	死亡事故									飲酒事故の 構成率
	飲酒あり						飲酒なし	調査不能	合計	
	酒酔い	酒気帯び		基準以下	検知不能	飲酒合計				
	0.25以上	0.15～ 0.25未								
平成13年6月～平成14年5月	277	459	-	257	194	1,187	6,303	209	7,699	15.4%
平成14年6月～平成15年5月	187	318	75	86	164	830	6,009	176	7,015	11.8%
増減数	90	141	75	171	30	357	294	33	684	3.6
前期間比	32.5%	30.7%	-	-	15.5%	30.0%	4.7%	15.8%	8.9%	

は増、 は減

（2）飲酒運転の取締件数

酒酔い運転の取締件数は、施行前に比べわずかに増加している。他方、酒気帯び運

転の取締件数については、旧基準値以上の検挙が半減しているが、その減少件数は、改正令の施行後に新たに検挙することが可能となった新基準値以上旧基準値未満の検挙件数とほぼ同数となっている。(表 - 8)

酒気帯び運転の取締りについては、その件数が減少しているものの、飲酒事故を伴う交通事故及び死亡事故がいずれも減少していることを踏まえると、酒気帯び運転自体の減少につながっているものとみられる。

表 - 8 飲酒運転の取締件数

	酒酔い運転	酒気帯び運転	0.15mg以上 0.25mg未満		合計
			0.25mg以上	0.15mg以上 0.25mg未満	
平成13年6月 ～平成14年5月	2,348	216,029	216,029	-	218,377
平成14年6月 ～平成15年5月	2,368	200,617	101,008	99,609	202,985
増減数	20	15,412	115,021	99,609	15,392
前期間比	0.9%	7.1%	53.2%	-	7.0%

は増、 は減

(3) 運転免許に係る行政処分件数

施行前後1年間で行政処分件数を比較すると、全行政処分件数は減少しているものの、取消し処分及び長期(90日以上)の停止処分については、それぞれ65.3パーセント、35.7パーセント増加している。

処分の原因となった違反行為は区々であるため、直接的に飲酒運転の増減を示すものではないが、改正令により飲酒運転に付する基礎点数及び交通事故に付する付加点数が引き上げられ、1回の違反行為等でもより重い処分を科すことが可能となったことから、当該改正が免許の取消し等の処分の増加に寄与していると考えられる。

(表 - 9)

表 - 9 運転免許に係る行政処分件数

区分 月	取消し 計	停止			合計	
		長期(90日以上)	中期(60日)	短期(30日)		
平成13年6月 ～平成14年5月	32,662	122,516	162,482	740,842	1,025,840	1,058,502
平成14年6月 ～平成15年5月	54,005	166,214	146,446	602,841	915,501	969,506
増減数	21,343	43,698	16,036	138,001	110,339	88,996
前期間比	65.3%	35.7%	9.1%	18.6%	10.8%	8.4%

は増、 は減

評価結果と今後の課題

前記のとおり、改正法及び改正令による飲酒運転対策の強化により、飲酒運転事故が減少するなど、確実な効果を上げている。今後も、飲酒運転の撲滅、飲酒運転事故の防止、悪質・危険な運転者の道路交通の場からの早期排除をより一層推進するため、飲酒運転事故が多発している地域における集中的な取締り、適正・迅速な事案処理等、飲酒運転事故の抑止対策を推進する。

改正法及び改正令による飲酒運転対策の強化について、引き続き警察庁及び都道府県警察のホームページにおいて広報し、その啓発に努めるとともに、運転免許の更新時講習や安全運転管理者講習等の場を活用した広報・啓発活動を推進する。

経過を測定した時期

平成13年6月～平成15年5月までの間

政策所管課

交通企画課
運転免許課
交通指導課

学識経験者の活用

本報告書の作成に当たっては、第7回警察庁政策評価研究会の意見を聴取した。

飲酒運転対策関係法令

道路交通法

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

- 2 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

(免許の取消し、停止等)

第百三条 免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一～四 (略)

五 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

六～八 (略)

2～5 (略)

6 公安委員会は、第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当することを理由として同項又は第三項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、一年以上五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

7～8 (略)

第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

一の二～三 (略)

第百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

道路交通法施行令

(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)

第三十八条

- 1～4 (略)
- 5 免許を受けた者が法第百三条第一項第五号 から第八号 までのいずれかに該当することとなつた場合についての同項 の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 次のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。
 - イ 違反行為をした場合において、当該違反行為に係る累積点数が、別表第二の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄、第四欄又は第五欄に掲げる点数に該当したとき。
 - ロ 別表第二の二第一号から第三号までに掲げる行為をしたとき。
 - 二 次のいずれかに該当するときは、免許の効力を停止するものとする。
 - イ 違反行為をした場合において、当該違反行為に係る累積点数が、別表第二の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当したとき。
 - ロ 別表第二の二第四号に掲げる行為をしたとき。
- 八 (略)
- 6 法第百三条第六項 の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 第一項第一号、第二項第一号又は第三項第一号に該当して免許を取り消したときは、一年の期間とする。
 - 二 違反行為をしたことを理由として免許を取り消した場合(次号に該当する場合を除く。)において、当該違反行為に係る累積点数が別表第二の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当したときは五年、同表の第三欄に掲げる点数に該当したときは三年、同表の第四欄に掲げる点数に該当したときは二年、同表の第五欄に掲げる点数に該当したときは一年の期間とする。
 - 三 違反行為をしたことを理由として免許を取り消された者が免許取消歴等保有者であり、かつ、当該違反行為が法第九十条第七項 若しくは法第百三条第六項 の規定又は法第七十条の五第一項 の規定により指定され又は定められた期間が満了した日から五年を経過する日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にされたものである場合において、当該違反行為に係る累積点数が別表第二の第一欄に掲げる区分に

応じそれぞれ同表の第二欄又は第三欄に掲げる点数に該当したときは五年、同表の第四欄に掲げる点数に該当したときは四年、同表の第五欄に掲げる点数に該当したときは三年の期間とする。

四～五（略）

第四十四条の三 法第百十七条の四第二号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

別表第一（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 違反行為に対する基礎点数

違反行為の種別	点数
酒酔い運転、麻薬等運転又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び（〇・二五以上）無免許運転	二十三点
酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	二十点
無免許運転又は酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（五十以上）等	十九点
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	十六点
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	十五点
酒気帯び（〇・二五以上）速度超過（二十五未満）等	十四点
酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	十三点
大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（五十以上）	十二点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	九点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	八点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等	七点
速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）、積載物重量制限超	

過（大型等十割以上）、酒気帯び運転（0・二五未満）、無車検運行又は無保険運行	六点
（以下略）	（以下略）

二 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合）

交通事故の種別	交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合における点数	欄に規する場以外の合における点数
人の死亡に係る交通事故	二十点	十三点
人の傷害に係る交通事故（他人を傷つけた者に限る。以下この表において「傷害事故」という。）のうち、当該傷害事故に係る負傷者の府省の治療に要する期間（当該負傷者の数が二人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。以下この表において「治療期間」という。）が三月以上であるもの又は後遺障害（当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下この表において同じ。）が存するもの	十三点	九点
傷害事故のうち、治療期間が三十日以上三月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	九点	六点
（以下略）	（以下略）	（以下略）

別表第二（第三十三条の二、第三十七条の八、第三十八条、第四十条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
前歴がない者	四十五点以上	三十五点から四十四点まで	二十五点から三十四点まで	十五点から二十四点まで	六点から十四点まで
前歴が一回である者	四十点以上	三十点から三十九点まで	二十点から二十九点まで	十点から十九点まで	四点から九点まで
前歴が二回である者	三十五点以上	二十五点から三十四点まで	十五点から二十四点まで	五点から十四点まで	二点から四点まで
前歴が三回以上である者	三十点以上	二十点から二十九点まで	十点から十九点まで	四点から九点まで	二点又は三点

飲酒運転対策に関する通達

道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について

(平14.5.13 丙交企発第79号、平交指発第24号、丙規発第50号、丙運発第16号)

交通死亡事故抑止対策の強化について

(平14.9.2 丙交企発第133号、丙交指発第40号、丙規発第77号、丙運発第42号)

事業用自動車の飲酒運転等に係る道路交通法第108条の3.4の規定に基づく通知措置の促進について

(平15.1.9 丁交指発第12号、丁交企発第4号)

交通死亡事故抑止対策の強化について

(平15.9.10 丙交企発第124号、丙交指発第27号、丙規発第26号、丙運発第19号)

全国一斉飲酒運転取締りの実施について

(平15.10.15 丙交指発第30号、丙交企発第154号)